

豊橋市行財政改革懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市の行財政改革に係る計画の策定に関する事項その他行財政改革の推進に関する事項について幅広い見地から意見を得るため、豊橋市行財政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に、会長及び副会長1名を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が主宰する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日(決裁日)から施行し、平成23年3月31日をもって廃止する。

豊橋市行財政改革懇談会委員名簿

	氏名	選任分野	備考
会 長	佐 藤 元 彦	学識経験者	愛知大学学長
副会長	石 原 俊 彦	学識経験者 行政改革推進本部専門委員会委員長	関西学院大学大学院教授
委 員	伊 藤 眞 芳	公認会計士 行政改革推進本部専門委員会委員	税理士法人トリプルエー 代表社員 公認会計士・税理士
委 員	大久保 守 晃	経済界	豊橋商工会議所議員
委 員	木 村 修 吉	市民	公募
委 員	佐 藤 庄 一	市民団体（自治連合会）	豊橋市自治連合会副会長
委 員	白 井 たかね	市民	公募
委 員	鈴 木 節 子	市民団体（女性団体連絡会）	女性団体連絡会会長
委 員	諏 訪 一 夫	自治体経験者 行政改革推進本部専門委員会委員	名古屋市人事委員会委員 元名古屋市総務局長
委 員	世 羅 徹	公認会計士 行政改革推進本部専門委員会委員	有限責任監査法人 トーマツ 公認会計士・パートナー